

# 社会福祉法人みぎわ福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

### 第2種社会福祉事業

保育所(みぎわ保育園)の経営

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人みぎわ福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目109番地1に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数

出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

#### （議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された2名は、議事録に署名又は記名押印する。

### 第4章 役員及び<会計監査人並びに>職員

#### （役員の定数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上7名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

#### （役員の選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### （理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、4箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況

調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、各年度の総額が70,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

#### （議事録）

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

### 第六章 資産及び会計

#### （資産の区分）

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 沖縄県那覇市首里石嶺町四丁目 109 番地 1、121 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建みぎわ保育園園舎 一棟 (298.8 m<sup>2</sup>)

(2) 現金 1, 000, 000 円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

#### （基本財産の処分）

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、那覇市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、那覇市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### （資産の管理）

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### （事業計画及び収支予算）

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、

理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

## 第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第 8 章 定款の変更

### （定款の変更）

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、那覇市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を那覇市長に届け出なければならない。

## 第 9 章 公告の方法その他

### （公告の方法）

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人みぎわ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、又は電子公告に掲載して行う。

### （施行細則）

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	新城 昭 男
理 事	上 原 記 子
〃	砂 川 寛 亮
〃	東 風 平 玄 純
〃	砂 川 幸 一
〃	新 垣 徳 明
監 事	稲 福 政 昭
〃	上 地 博 明
評議員	

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日  
(平成10年6月9日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日  
(平成13年10月5日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日  
(平成19年2月21日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、那覇市長の認可の日  
(平成25年5月30日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、那覇市長認可の日  
(平成27年2月12日)から施行する。

附 則

この定款の改正は、那覇市長認可の日  
(平成28年10月19日)から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

附 則

この定款の改正は、那覇市長認可の日  
(平成30年8月6日)から施行する。改正(第14条、第27条、第28条)



社会福祉法人みぎわ

則

この定款の改正は、那覇市長認可の日

(令和 2 年 1 月 17 日) から施行する。改正 (第 21 条)

附 則

この定款の改正は、那覇市長認可の日

(令和 2 年 月 日) から施行する。改正 (第 28 条)

この写しは原本と相違ありません  
令和 2 年 6 月 15 日

社会福祉法人みぎわ  
理事長 金城美智代  
社会福祉法人みぎわ  
印

社会福祉法人みぎわ  
理事長 印

# みぎわ福祉会 定款細則

## 第1章 総則

### (根 拠)

第1条 この細則は、社会福祉法人みぎわ福祉会（以下法人という。）定款第40条の規定により、法人の運営管理規程及び業務の細部について必要な事項を定めたものである。

## 第2章 評議員

### (評議員選任・解任委員会)

第2条 評議員選任・解任委員会（以下、委員会という。）は、法人の評議員会の選任及び解任を行うための機関として設置する。

2 評議員選任・解任委員（以下、委員という。）の選任及び解任は、理事会にて行う。

3 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終の物移管する定時評議員会の終結の時までとする。

### (委員の報酬等)

第3条 委員会の委員の報酬は、定款第8条における報酬等の支給基準に準じ次のとおりとする。

(1) 評議員会出席 2,000円

### (招 集)

第4条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

### (委員会決議)

第5条 委員会の議長は、委員の互選とする。

2 委員会は、理事会から法人の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と法人及び役員等との関係

### (議 事 録)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された2名は、議事録に署名又は記名押印する。

#### (評議員の報酬)

第7条 定款第8条における報酬等の支給基準は、以下のとおりとする。

(1) 評議員会出席 2,000円

- 2 評議員が、法人及び施設運営のため、理事長の命を受けその業務にあたった場合、旅費規定に基づき支給することができる。

#### (評議員)

第8条 理事長は、定款第6条3項の評議員選任候補者の推薦にあたり、次期評議員となるべき候補者を選考し、理事会の決議に付さなければならない。

- 2 理事長は、前項の選考にあたり、次期評議員となるべき者から事前に履歴書を徴するものとする。但し、再任の場合はこの限りではない。
- 3 理事長は、評議員選任・解任委員会により選任された評議員から就任承諾書を提出させて、委嘱状を交付するものとする。

#### (中途退任及び欠員の補充)

第9条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとする時は、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

- 2 評議員の欠員補充については、第8条の規定を準用する。

#### (評議員名簿)

第10条 理事長は、評議員選任後、速やかに評議員名簿を作成し、これを保存しておかななければならない。

### 第3章 評議員会

#### (決議事項)

第11条 評議員会は、定款第10条の決議のため、理事長又は職員等の関係者の出席を求め、提出議案の内容について説明させることができる。

- 2 評議員会は、理事となるべき者から事前に履歴書を徴するものとする。但し、再任の場合はこの限りではない。
- 3 理事長は、評議員会により選任された理事から就任承諾書を提出させて、委嘱状を交付するものとする。

#### (評議員会招集)

第12条 定款第12条による招集は、通知(電子メール含む)をもって招集日の7日前までに各評議員に通知するものとする。

## 第4章 役員及び職員

### (役員)

第13条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 評議員会は、前項の選考にあたり、次期役員となるべき者から事前に履歴書を徴するものとする。但し、再任の場合はこの限りではない。
- 3 理事長は、評議員会により選任された役員から就任承諾書を提出させて、委嘱状を交付するものとする。

### (中途退任及び欠員の補充)

第14条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとする時は、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

- 2 役員欠員の補充については、第8条の規定を準用する。

### (理事及び監事名簿)

第15条 理事長は、役員選任後、速やかに役員名簿を作成し、これを保存しておくなければならない。

### (報告事項)

第16条 定款第17条第3項に規定する理事長及び常務理事の報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 監督官庁が実施した監査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）
- (3) 定款第24条により理事長が専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

### (監事の職務及び権限)

第17条 監事は、努めて理事会に出席するものとし、又発言することができる。

- 2 定款第18条に規定する監事監査は、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書作成後速やかに実施するものとする。
- 3 監事は、必要と認める時は法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

### (監査報告)

第18条 監事は、監査終了後監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するとともに、理事会及び評議員会で報告するものとする。

(理事及び監事の報酬)

第 19 条 定款第 21 条における報酬等の支給基準は、以下のとおりとする。

- (1) 理事会出席 2,000 円
- (2) 定款第 18 条による監事監査及び監査報告 2,500 円

2 理事及び監事が法人及び施設運営の為、理事長の命を受けその業務にあたった場合、旅費規定に基づき旅費を支給することができる。

第 5 章 理事会

(権 限)

第 20 条 定款第 24 条における理事長の専決事項、常務理事並びに施設長の専決事項は、別表 1 のとおりとする。

2 理事長の専決事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(理事会の招集)

第 21 条 理事長は、理事会を開催する時は、通知（電子メール含む）をもって招集日の 7 日前までに各理事に通知するものとする。

2 前項の通知（電子メール含む）には、開催の日時、場所及び付議事項を記載するものとする。

第 6 章 雑則

(変 更 等)

第 22 条 この細則を変更しようとする時は、評議員会の同意を得て、理事会の議決を得なければならない。

(事業計画及び予算執行の特例)

第 23 条 特別の事情が生じ、年度開始前に、新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度次準じて事業及び予算を執行することができる。但し、このことについては、次の理事会にその状況を報告しなければならない。

(広 告)

第 24 条 定款第 39 条の広告とは、法律上の広告とする。即ち、合併（社会福祉法第 48 条 2 項）、債権申出（社会福祉法第 53 条、民法 79 条 1 項）、清算中の破産（社会福祉法第 53 条、民法 81 条 1 項）の場合に広告すべきものとする。

附則 この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この細則は、平成 29 年 2 月 10 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。